

〔論説〕

わが国連結財務諸表原則における連結主体論の展開

—「連結財務諸表に関する意見書（仮案）」についての
黒澤清教授の所説を中心として—

水 野 孝 彦

はじめに

わが国では、昭和50年（1975年）6月24日、企業会計審議会により「連結財務諸表の制度化に関する意見書（以下、「制度化意見書」という。）」が公表され、証券取引法の連結財務諸表制度が昭和52年（1977年）4月1日から施行される運びとなった。わが国で初めて設定された連結財務諸表原則は親会社説に立脚したものであると一般に理解されている。それは、当時の企業会計審議会会長である黒澤清横浜国立大学名誉教授が、連結財務諸表原則の「第一 連結財務諸表の目的」に示される見地を「parent company concept と呼ぶ」（黒澤 [1975], 9頁）という解説をされたことによっても明らかにされている。ただ、「制度化意見書」に明示されたことではないので、黒澤教授が述べられた見解を公式的なものと受けとめるには少し無理があるのかもしれない。

しかし、連結財務諸表原則において親会社説が支持されていたことは、次の意見書、すなわち平成9年（1997年）6月6日に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において明白な事実となった。この意見書のなかに、「本改訂連結原則では、従来どおり親会社説の考え方によることとしている。（注：傍点は引用者による）」（第二部・一・2）との一文が

明記されたためである。

「制度化意見書」において親会社説を支持した企業会計審議会の結論は、当時の諸外国、とくにアメリカ、カナダ、イギリスの会計慣行を考慮した結果であると推察できなくもない。1973年にこの3カ国の会計士協会からなる会計士国際スタディ・グループ（Accountants International Study Group：AISG）¹によって公表された連結財務諸表の会計慣行に関する調査報告書で、エンティティ説（entity concept）と親会社説（parent company concept）が概説された後に、親会社説が適切な概念であるとの結論が示され、また、3カ国には多少の差異が認められるものの、いずれの国でも親会社説による会計慣行が成立していると報告されたからである（AISG[1973],paras.24-27）。AISGの報告書は、「制度化意見書」の2年ほど前に公表されたものであるから、企業会計審議会がAISGの研究成果を参照して、国際的調和の観点から、親会社説を支持する結論を導いたと考えたとしても決して的外れな推論とはいえないであろう。

しかしながら、こうした推論は、「制度化意見書」の公表に際して、黒澤教授が示された見解を一読すると表面的なものといわざるを得ない。

『ローマは一日にしてならず』で、連結財務諸表の制度化に関する問題は、こん回の意見書だけによって解決されたのではないということを銘記すべきである。なるほど現在の企業会計審議会委員は、過去4年にわたって粉骨砕身の努力をささげて、この意見書を取りまとめたのである。まさにそれは然りであるけれども、第1回目の大蔵大臣諮問に答えた昭和42年の『連結財務諸表に関する意見書』による先駆なくしては、今日の制度化に関する意見書はあり得ないのである。前回の意見書は、粉骨砕身の産物というよりは、悪戦苦闘の産物であった。現在の企業会計審議会の委員たちが、連結財務諸表の制度化は、自分たちの力で達成したかのように考えるとしたら、それはとんだうぬぼれである。」（黒澤[1975]、6頁）

企業会計審議会は昭和40年（1965年）3月18日と昭和46年（1971年）6月22日の2回にわたり、連結財務諸表制度の問題について大蔵大臣から諮問をうけている。1回目の諮問の時点で第一部会長であった黒澤教授は、わが国ではまったく新しい連結財務諸表の制度化に向けて、どのような理論をもって制度設計

することがわが国の会計的風土にとって最も妥当なのかを見極めるおつもりで孤軍奮闘の取組みをなされたのではないかと思われる。

先人たちの草分けによって、こんにちの制度が成立していることを知るとき、わたしたちは、わが国の連結財務諸表制度について歴史的に正しい理解を得ようとするれば、企業会計審議会が「制度化意見書」を公表したときからの考察では十分ではなく、企業会計審議会が大蔵大臣より諮問をうけ連結財務諸表制度の検討を開始した頃に遡って考察することが重要になるであろう。

本稿では、企業会計審議会により、昭和41年（1966年）7月5日に最初に公表された「連結財務諸表に関する意見書（仮案）（以下、「意見書（仮案）」という。）」に関連して、当時の企業会計審議会で、とくに連結主体論の問題についてどのような議論が展開されていたかを、黒澤清教授の論稿等を中心に考察を加えることで、わが国連結財務諸表の理論に関する初期の制度設計についてより適切な理解を得ようとするを目的としている。

1. 「連結財務諸表に関する意見書（仮案）」について

昭和30年代の終わり頃に起きた相次ぐ企業倒産の結果、その原因が粉飾決算等にあったことが表面化するやいなや、大蔵大臣は、昭和40年（1965年）3月18日付で、企業会計審議会（会長、太田哲三東京商科大学名誉教授）に対して監査態勢を充実強化させることを目的に2つの事項について諮問をおこなった。1つが、「監査基準・監査実施準則・監査報告準則の改善」であり、他の1つが「連結財務諸表制度の検討」であった。前者は、同審議会第三部会（会長、佐藤孝一早稲田大学教授）が、後者は、第一部会（会長、黒澤清横浜国立大学長）が担当した。

企業会計審議会第一部会は、昭和40年（1965年）5月11日に最初の会議を開き、審議を開始した²。同審議会は大蔵大臣の諮問に対して答申する前に、広く関係各方面から意見を集めるため、昭和41年（1966年）7月5日に「意見書（仮案）」

を公表し、その後間もなくして、「意見書（仮案）」の参考資料として「連結財務諸表注解（暫定案）（以下、「注解（案）」という。）」を発表した³。なお、企業会計審議会は最初の会議の終了直後、日本公認会計士協会に対して同協会においても連結財務諸表の研究を要請し、これを受けて、同協会の会計制度調査委員会は審議を重ね、昭和41年（1966年）6月21日付で中間報告「連結財務諸表について」を発表、企業会計審議会に提出している⁴。

この「意見書（仮案）」および「注解（案）」⁵に関連して、第一部会長である黒澤清教授をはじめ委員は精力的に『産業経理』、『企業会計』、『會計』、『実務会計』など各誌に解説論文や座談会を掲載して、連結財務諸表の制度、理論、基準等の広範囲にわたる問題を論じ、わが国連結財務諸表制度の必要性について注意を喚起することに努められた。なかでも黒澤教授におかれては、昭和41年（1966年）の8月から12月まで、上記4つの会計専門雑誌すべての毎月号に「意見書（仮案）」の解説論文を連載された。

ところで、企業会計審議会が大蔵大臣の諮問をうける以前に連結財務諸表の問題をとりあげる機会がなかったわけではない。昭和24年（1949年）7月9日に企業会計審議会の前身である経済安定本部企業会計制度対策調査会は中間報告として「企業会計原則」を公表したが、その草案段階で、起案者の黒澤教授は連結貸借対照表原則を組み込むことを提案された⁶。しかし、この提案は受け入れられなかった。会長の上野道輔教授（東京大学）が「厳に斥けて最初の企業会計原則をまとめ上げた」（黒澤 [1975]、7頁）とされる。

その後、昭和35年（1960年）6月22日付で公表された「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する意見書」（連続意見書）の前文において、今後検討が考えられている項目の1つとして連結財務諸表が取り上げられた。しかし、その後具体的な日程を組み入れて審議するまでには至らなかった（黒澤ほか [1966b]、124頁）。それゆえ、企業会計審議会における連結財務諸表の制度化に向けた本格的な審議は、粉飾決算を直接的な契機とした大蔵大臣の諮問により始まったといえる⁷。

2. 連結財務諸表の基本原則

黒澤教授は、すでに「意見書（仮案）」の段階において、連結主体論を重要な課題として認識しておられた。すなわち、「連結財務諸表の基本原則は、連結理論の問題に直接関係している。どのような見地のもとに、会社がグループを構成する各会社の財務諸表を連結するのであるか。」（黒澤 [1966c]、16頁）と述べられ、連結財務諸表の基本原則には連結主体論の観点が反映されるべきであると主張された。「意見書（仮案）」において、連結財務諸表の基本原則は次のように示された。

「連結財務諸表の基本原則

二つ以上の会社が支配従属関係のもとにある場合、これらの会社を単一の組織体とみなして、その経営成績及び財政状態を総合的に報告するため、支配会社は、毎年一回一定の日に、連結財務諸表を作成しなければならない。

連結財務諸表作成の目的は、単一の組織体の構成単位とみなされる二つ以上の会社の財務諸表を結合して、単一の組織体としての経営成績及び財政状態を真実公正に、かつ、明瞭に報告することである。（注解1）

連結財務諸表が作成される場合においても、個々の構成会社の個別財務諸表の必要性が消滅するものではないが、個別財務諸表による財務情報の提供の機能には限界がある。これらの個別財務諸表を連結するのとなれば、支配従属関係のもとにある会社の真実公正な財務報告の機能を十分達成することは困難である。」

この基本原則は、上段・中段・下段の3部構成になっている。まず上段では、支配従属関係にある会社は単一の組織体とみなされるということ（単一組織体の擬制）、その単一の組織体に関する経営成績及び財政状態を総合的に報告するために、連結財務諸表は支配会社によって毎年一回一定の日に作成される必要があること（連結財務諸表の作成主体）が説明されている。中段では、連結財務諸表の作成目的が述べられている。連結財務諸表作成の目的は単一の組織体としての経営成績及び財政状態を真実公正に、かつ、明瞭に報告することとされている。そして、下段においては、個別財務諸表の必要性は失われませんが

機能的な限界があるがゆえに、連結財務諸表こそが真実公正な財務報告の役割を担うものであることが説明されている。

ここで注意しておきたいのは、上段で連結財務諸表の作成主体は支配会社であることが明確にされつつも、次の中段における連結財務諸表の作成目的では、「単一の組織体としての経営成績及び財政状態を真実公正に、かつ、明瞭に報告する」と述べるにとどまり、支配会社は誰に報告するために連結財務諸表を作成する必要があるのかが明らかにはされていない。すなわち、上段と中段は別の文章であるために、支配会社は支配会社の株主に報告するために連結財務諸表を作成するという解釈だけが認められているのではなく、支配会社の株主を含む他の利害関係者に報告するために連結財務諸表を作成するという解釈の余地も残されているのである。

黒澤教授は、連結主体論の代表的な2つの理論、すなわち資本主理論とエンティティ理論を次のように説明された。

「資本主理論は、連結の目的を支配会社の株主に対する会社グループの財務情報の提供という点におく連結原則である。その最も重要な特徴は、連結貸借対照表におけるグッドウィル（のれん）の表示ということにある。」（黒澤 [1966f]、107頁）

「実体理論は、連結目的を、支配会社の株主のための財務報告という点にのみおらずに、会社グループを構成する全員のために、連結財務諸表を作成するという点を強調するものである。」（黒澤 [1966f]、108-109頁）

黒澤教授は、資本主理論の最も重要な特徴としてののれんの表示を挙げているものの、基本的には2つの理論を連結財務諸表の報告対象者の範囲で区別された。すなわち資本主理論では、連結財務諸表は支配会社の株主に報告するために作成されるのに対して、エンティティ理論では、会社グループを構成する全員に報告するために作成されると説明されている⁸。しかし、このような違いが明確に認識されていたものの、「連結財務諸表の基本原則」では連結財務諸表の報告対象者は示されず、どちらの理論に依拠しているかは明らかにされなかつ

た。

理論的な見地を明らかにしなかったのは、「意見書（仮案）」の1つの特徴でもあった。黒澤教授によれば、「意見書（仮案）」では、基本的立場の1つとして、一貫して「連結決算制度の基礎をなすところの連結理論に関して、実体理論（Entity theory）と資本主理論（Proprietorship theory）との調和」（黒澤 [1966f]、104頁）⁹を図ることに配慮したからであった。

3. 資本主理論の問題点

当時の連結主体論をめぐる問題は、黒澤教授の論文等を読むと、少数株主持分の属性をめぐる議論というよりは、むしろ投資消去差額の処理の仕方をめぐる議論に集中していたように思われる。前記に引用した資本主理論の説明にあるように、黒澤教授はこの理論の最も重要な特徴をのれんの表示に識別されていた。教授は「投資勘定と資本勘定の相殺消去は、連結計算上最も重要な問題」（黒澤 [1966g]、95頁）と指摘されており、子会社に対する投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定を連結上相殺消去した場合に生ずる差額（以下、「投資消去差額」という。）の処理・表示を連結主体論に関する中心的な議論とみなされていたように思われる。

黒澤教授によると、資本主理論はアメリカの連結財務諸表制度を基礎づけてきた伝統的な連結理論である。しかも、投資消去差額を「のれん」として資産に計上することを認める点がこの理論の最も重要な特徴であるとされている。この点に関して教授は、次のような説明をなされた。

「1917年当時、アメリカの税法がはじめて連結の制度を認めたとき、（当初は、親会社の子会社株式の95%を保有する場合に、税法上連結を認めた）税務官吏として、連結問題について経験を積む機会を持ったニューラヴ氏（Newlove）が、連結財務諸表に関するはじめての著書をあらわして、この『連結暖簾の説』を詳説したのであるが、それ以来、連結暖簾の上に立つ資本主理論が伝統化するにいたったのである。」（黒澤 [1965]、8頁）

「アメリカの連結財務諸表制度を基礎づけてきた伝統的な連結理論は、資本主理論 (Proprietorship theory) である。資本主理論は、連結財務諸表の作成の主要目的をもって、親会社（または支配会社）の株主に対して、真実公正な財務情報を提供することにあるとする見地にほかならないが、連結計算上のいちじるしい特徴の一つをあげると、親会社による子会社への株式投資の原価と、これに対応する子会社の純資産の簿価との差額を『のれん』であると解する点にある。」(黒澤 [1966c]、16頁)

黒澤教授の資本主理論に関する解釈によれば、子会社に対する投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定を相殺消去した結果、借方に生ずる差額（以下、「借方投資消去差額」という。）は、親会社による子会社の「のれん」の買収を意味する。すなわち、親会社は、子会社の株式の買収に当たって、子会社の純資産の簿価を超過する代価を支払ったのであるが、この超過支払額は、子会社の無形資産「のれん」に対する代価にほかならないと説明されている（以下、この考え方を「のれん説」という。）¹⁰。

しかし、「のれん説」を採用する伝統的な資本主理論は、すでにアメリカでは新しい連結理論すなわちエンティティ理論の提唱と会計実務において修正を余儀なくされていた。「のれん説」を採用する資本主理論の立場には、とりわけエンティティ理論の見地から次のような問題が指摘されるのである。

- ・連結によって生ずる「のれん」が子会社の潜在的のれんを源泉とするものであるとすれば、少数株主に対しても、支配株主に対しても、同様に存在しなければならない（黒澤 [1966c]、20頁）。
- ・のれんを無形資産としてみるならば、每期いちじるしい変動があるべきではないはずだが、株式の持分比率が変化することにより、のれんの金額が比例的に変動する。少数株主の割合いかんによって、連結のれんは影響される（黒澤 [1966f]、108頁）。
- ・資産側の「のれん」と負債側の「消極のれん」が相互に相殺されて無意味な数字となるきらいがある。消極のれんの性格は何か。それについて、資

本主理論は明確な説明を欠いている（黒澤 [1966f]、108頁）。

- ・果たして子会社の「のれん」の購入とみなすことができるのか（黒澤 [1966h]、45頁）。
- ・連結貸借対照表では他の資産は全額を連結資産として記載するのに対して、なぜ「のれん」に限って親会社の子会社株式の投資割合に見合う額だけを記載するのか（黒澤 [1966h]、45頁）。

黒澤教授は、投資消去差額が発生する背景には様々な要因が考えられるために、「のれん説」を支持するには次のような問題があることを指摘された。

「積極的のれん（引用者注：借方投資消去差額を「のれん」と認めた場合の呼称。）の場合でも、無条件でその妥当性を認めることは困難である。従属会社の純資産の帳簿価額（book value）よりも、その実質的価値（real value）が高い場合には、従属会社に無形資産価値すなわち『のれん』が生じているものと推定することができる。しかしその実質的価値は、いかにして測定することが可能であろうか。従属会社の収益力のある利子率で還元して、収益価値を算定し、これをもって実質的価値とみなすことも、一つの方法であろう。従属会社の資産を、再生産原価で、再評価して、この評価額によって、純資産の実質的価値を推定するのも一つの方法であろう。

しかしながら、『のれん』説では、このような方法で、『のれん』を評価するわけではない。単に、支配会社の株式購入原価と、従属会社の純資産の簿価との差額を、そのまま『のれん』とみなすだけである。

従属会社の帳簿に記載されていない無形資産価値が存在する場合には、たしかに支配会社は、簿価以上の対価を支払わなければならないだろう。当然、従属会社の株価が、高い水準を示しているにちがいないからである。しかし、株価は、かならずしも、当該会社の『純資産の簿価プラスのれん価値』から構成されているとはいえない。株価は、種々の理由で変動するからである。」（黒澤 [1966i]、4頁）

4. エンティティ理論における投資消去差額の処理

このように資本主理論が基礎としている「のれん説」には多くの問題があることから、アメリカでは資本主理論はエンティティ理論の立場や実務慣行から批判され、修正されるに至ったと黒澤教授は説明されている¹¹。

エンティティ理論の立場からすれば、連結財務諸表は会社グループを構成する全員に報告するために作成されるものであると考えるため、仮に「のれん説」に一定の合理性を認めた場合に、なぜ支配株主持分に対する「のれん」のみが計上され、少数株主持分に対応する「のれん」は計上されないかが疑問として生じることになる。すなわち、エンティティ理論は、資本主理論によるのれんの連結計算の方法には弱点があるとして、これを批判することになるのである。

たとえば、A 会社が B 会社の発行株式の60%を670,000円で取得し支配した場合、このときの B 会社の純資産の帳簿価額が950,000円（資本金800,000円、剰余金150,000円）であったとする。資本主理論に基づけば、A 会社の投資原価とこれに対応する B 会社の純資産は相殺消去され、借方に生じた投資消去差額100,000円（670,000円－950,000円×60%＝100,000円）は A 会社による B 会社の「のれん」の買収を意味するものと解釈することになる。しかし、エンティティ理論では、60%分の「のれん」の計上は、残り40%分の「のれん」を無視していることになるので、これを100%に評価して166,666円（100,000円÷60%＝166,666円）でのれん全体を計上する。これにより、追加的に計上される「のれん」66,666円を少数株主持分に割り当てることになる（黒澤 [1966a]、156-157頁）。いわゆる、全部のれん方式が採用されることになる。

しかし、黒澤教授によれば、エンティティ理論は、「のれん説」を全面的に肯定するものではないという。むしろ、エンティティ理論は連結のれんの資産性に疑問をもつ場合もあるという¹²。この場合、「連結のれんの資産性が疑わしいものとするれば、これを全額純資産に課して消去する必要」（黒澤 [1966c]、20頁）があり、その消去の方法として、「剰余金に課して、直ちに償却するか、剰余金に対する控除の形式で記載することが望ましい」（黒澤 [1966h]、46頁）と説明されている。前述の例でいえば、投資消去差額100,000円は支配会社の剰余金に対する控除の形式で償却するか、直接的に支配会社の剰余金に課して控除することになる。こうした処理は、いわゆる「自己株式説」として知られており、「この自己株式説から、後に資本主理論を修正する実体理論（entity

theory) が生まれ出るきっかけが与えられた」(黒澤 [1966c]、14頁) と黒澤教授は説明されている¹³。

黒澤教授は、『のれん説』をとるものとすれば、たしかに実体説の方が、資本主理論よりも論理的である」(黒澤 [1966d]、12頁) として、エンティティ理論に基づいた全部のれん方式に論理的優位性を認めておられる。しかし、「意見書(仮案)」では、投資消去差額に資産性を認める「のれん説」の立場は支持されなかった。それゆえに、のれんの「少数株主持分への配分」(黒澤 [1966d]、12頁) を考慮する全部のれんの計算方法が採用されることもなかった。

5. エンティティ理論の採用をめぐる議論

ところで、「意見書(仮案)」の「連結財務諸表の基本原則」について、黒澤教授は「本意見書としては、かならずしも、明白に、実体理論をうち出したわけではない。」(黒澤 [1966h]、44頁) とか、あるいは「これはかならずしも、実体理論の表明ではない。」(黒澤 [1966f]、109頁) と強調され、「意見書(仮案)」がエンティティ理論を採用したものではないと繰り返し説明された。

当時、わが国の企業会計原則が設定された歴史的な経緯からすると、連結財務諸表を制度化するにあたりエンティティ理論を採用することは困難であるという認識が黒澤教授には存在していたように思われる。それは、企業会計原則と商法および税法との関係を理由とするものであったと考えられる¹⁴。

周知のとおり、企業会計原則については、前文でいわゆる「企業会計原則の主導的役割」が規定されている。すなわち、「企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係のある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。」(二・三) として、企業会計原則は商法、税法の法令等の制度が改善される際には「主導的な役割をはたす立場にある」(寫村 [1991]、5頁) ことが規定されている。

企業会計原則が商法、税法などを先導してきたという歴史的な役割に鑑みれ

ば、新しい連結財務諸表の制度化は、企業会計原則と商法および税法との間に制度面での調整に関する問題を生じさせることになる。この問題については、昭和41年（1966年）1月号の雑誌『産業経理』に掲載された座談会（黒澤ほか [1966a]）¹⁵において当時の企業会計審議会委員であった中島省吾教授（国際基督教大学）と黒澤清教授が次のような見解を述べておられる。

「中島（省略）私のこれまで受けている印象では、日本の企業会計原則というのは他の法令との関係で、他の法令との対決において発展したという色彩を非常に持っていて、法律がいい意味でも悪い意味でも日本の企業会計原則を非常に性格づけていると思うんです。それで、連結問題というのは、税法とか商法というような他の法令のほうでどうしているから、だから企業会計原則としてはこうしなきゃいけないという、そういう問題にはなってきたわけなんです。そこで、どっちかという、税法、商法が無関心な問題に企業会計原則が指導性を示さなきゃいけないわけなんです。そのところで、企業会計原則だけが先ほど申したような実質的な表示ということから独走していいものかどうかというところですね、その辺にむずかしさがあるんじゃないかと思うんです。（・・・中略・・・）互いに、ただそっぽを向き合っているというふうな関係でいいものかどうかということが、日本の会計原則の生い立ちからするとおそらく問題じゃないか。それから、企業が関心を示すためには、税法との関係ということも当然問題になってくる。そういうことで、私は先ほど申したような実質主義といいますが、実質的なエンティティの会計的表示ということだけで考えていけないような歴史的ないきさつがあるんじゃないかと推察するわけなんです。（・・・中略・・・）企業会計原則として連結問題を取上げるという場合には、商法や税法などの法令とペースを合わせた行き方が必要になるんじゃないか。私がさっき申し上げた実質主義といいますが経済的企業の実質本位の考え方で他の法令をリードできるかどうかということですね。（注：下線は引用者による）」（黒澤ほか [1966a]、176頁）

「黒澤 会計原則のいわば日本的役割があるわけですね。つまり、商法とか税法とかいうのは、最近はかなり近代化してきたと思うんですけれども、明治以来の税法それ自体の歴史と伝統があるし、商法の場合も同じなんです。ところが、こういう法律の中で特に商法という法律は一種の企業法でもありますから、現実の企業発展に対応しなきゃならないんですけれども、必ずしも法律の役割というものは現実の経済的制度をリードするものじゃないですね。むしろおくと考えていいんじゃないかと思う。非常に保守的であるところに、法律のよい性格もあるんじゃないかと思います。ですから、日本の会計原則はむしろ商法や税法をリードしたという役割をたまたま持つことになったわけです。これはアメリカでは必ずしもそうでなかったかもしれないけれど、日本ではそういうわけだったと思います。連結問題にしても、実体理論が、連結に対する背景になっていると考えることもできるが、連結制度の生成の過程ではそうした理論的

見地が先行するんじゃないなくて、現にそれが必要であり、その必要が意識されて、それが生まれてくるのであって、理論的根拠から、ただちに会計原則のなかに連結の原則を導入するということは、わが国の場合では、可能性がないのですね。(注：下線は引用者による)」（黒澤ほか [1966a]、176-175頁)

お二人のご発言からは、連結問題にどちらかといえば消極的な商法、税法などの法令に対して、企業会計原則が主導的な役割をはたすには、たとえ理論的にはエンティティ理論のほうが資本主理論よりも論理的優位性が認められたとしても、企業会計原則が商法、税法などに先行して連結財務諸表を制度として導入することになるのであるから、将来に商法、税法などが実際の要請により法令を改正し連結制度を導入する段階になって、法令が適用しやすいような会計慣行を築いておくことが必要であり、そのために、連結理論の論理性を優先するよりも現実的な情況に配慮することのほうが、わが国の会計制度のあり方として適切であるとのご認識があったものと推察される。ただ、中島教授ご自身はこの座談会においてエンティティ理論を連結財務諸表制度の導入において採用することが望ましいとのお考えを示されていた¹⁶。

しかし、他方で、またそうした認識は、商法、税法が企業集団を1つの会計単位として全面的に受け入れていない段階で、エンティティ理論を企業に押しつけるわけにはいかないとする現実的な妥協でもあった。この点については、別の座談会における黒澤教授と中島教授のご発言に明らかにされている¹⁷。

「黒澤 意見書では、エンティティ・セオリーにまで踏み切るということはなかった。とにかく、日本でこれの受入態勢をつくるまで常に難問題をかかえているわけですから、その解決が先決である。エンティティ・セオリーで割切るというような方法はとらなかったのです。ただ、連結の原則といえますか目標としては、企業集団の財務報告ということは考えているわけなんです。しかし、それを日本の企業に押しつけるわけにはいかないものですから、意見書仮案を通じて打診しているわけなんですよ。さらにこれを実施するという段階になれば、かなり妥協案を出さなきゃならぬことになるだろうと考えておるんですが、しかし長い目でみて行けば、けっして妥協案のままで終わろうと思っているわけじゃない。(注：下線は引用者による)」（黒澤ほか [1966c]、114頁)

「中島 黒澤先生はいま企業に押しつけることはできない意味での妥協案だとおっしゃいましたけれども、もちろん先生はその場合はやはり商法、税法などのわりあい法律本位的な日本の企業会計観というものをおそらく考えていらっしやうと思うんで、それで現在の日本の会計制度というのは非常に法律に規制される面が多いと。その法律に規制される面が多いということは先ほど申し上げた非常に批判的であろうと予想されるわけで、そういう意味で現状の日本での制度としてはさっき申し上げた意味の会計単位の考え方ということが全面的にはまだ受入れられないであろうと。そういう意味での妥協ということはおっしゃるとおりだと思いますね。(注：下線は引用者による)」(黒澤ほか[1966c]、114頁)

このご発言に明らかにされているが、黒澤教授は本来のあるべき連結主体論はエンティティ理論であることを認識されていた。しかし、商法、税法では制度として法人を会計単位とする会計観が採用されている。これに対して、エンティティ理論に基づけば、親会社とは別個の企業集団それ自体を会計単位とする会計観が採用されることになる。商法、税法が企業集団それ自体を会計単位とする会計観や財務報告を受け入れていない現状のなかで、異なる会計観であるエンティティ理論を日本企業に押しつけることは非現実的であるとの認識がなされていた。前でふれた黒澤教授の説明によれば、「意見書(仮案)」では資本主理論とエンティティ理論の調和を図ることが配慮されていたわけであるが、しかし、この座談会でのやりとりをみるかぎりにおいては、それはむしろ現実に配慮した妥協案であったことが分かる。黒澤教授は、長期的な目標として、エンティティ理論の制度化を視野に入れておられたのであった。

6. 「意見書(仮案)」の規定

ここでは、連結主体論の影響を受けると考えられる論点のうち、「投資消去差額の処理」と「少数株主持分の表示」についての「意見書(仮案)」の規定を考察しておくことにしたい。

(1) 投資消去差額の処理

「意見書(仮案)」は、投資消去差額の処理について次のように規定した。

- 「6 (1) 支配会社の従属会社に対する投資勘定とこれに対応する従属会社の資本勘定は、連結貸借対照表において相殺消去する。(注解8)
- (2) 支配会社の投資勘定の評価が支配獲得時における従属会社の資本持分額より高い場合には、その差額を連結調整勘定として、連結貸借対照表の借方に記載する。(注解9)
- (3) 支配会社の投資勘定の評価が支配獲得時における従属会社の資本持分額より低い場合には、その差額を連結調整勘定として、連結貸借対照表の貸方に記載する。ただし、その差額が多額である場合には、その原因を考慮して、減価償却引当金その他評価引当金を設定し、これを対応する資産勘定から控除する方法で記載する。(注解10)
- (4) 借方連結調整勘定及び貸方連結調整勘定は、連結貸借対照表上一定年数内に償却しなければならない。ただし、連結調整勘定の金額が僅少である場合には、一時に連結損益として処理することができる。(注解11)」

黒澤教授は、投資消去差額の本質は「種々の要因の混合物」(黒澤 [1966b]、138頁) であるとして、「借方連結調整勘定が無形資産としての資産性をもつかどうかについては、特に資産性が確認される場合を除き、仮勘定的性格の貸借対照表科目とみなすのが、意見書(仮案)の立場である。」(黒澤 [1966a]、158頁) と説明した。

また、教授は「意見書(仮案)には明記されていないが、従属会社が、貸借対照表に記載していないところの無形資産価値として、パテントとか、『ノウ・ハウ』とかを持っている場合には、これを適正に評価して、連結貸借対照表に計上し、連結調整勘定から、それらの無形資産勘定に振替えて記載するのが、妥当であろう。」(黒澤 [1966i]、5頁) とも論じている。

加えて、教授は「連結調整勘定は、できるだけ早く剰余金で償却すべきであるという考え方をとっている点では、実体説に近い」(黒澤 [1966a]、158頁) とも説明された。

(2) 少数株主持分の表示

「意見書(仮案)」は、少数株主持分の表示について次のように規定した。

「7 少数株主持分

支配会社の持分の属さない従属会社の発行株式に対する株主の持分は、連結貸借対照表上連結持分と区分し、少数株主持分として表示しなければならない。(注解14)

少数株主持分は、支配会社と少数株主の株式所有の比(持分比率)により、従属会社の資本勘定(純資産、又は資本金及び剰余金)の総額を按分して、その貸借対照表価額とする。(注解12)」

「8 (4) 少数株主持分に対応する当期純利益は、連結持分に対応する当期純利益と区別して表示する。」

「意見書(仮案)」では、連結貸借対照表上、少数株主持分を支配会社の持分である連結持分と区分すること、そして、連結損益計算書上では、少数株主持分に対応する当期純利益と連結持分に対応する当期純利益を区別することとされており、少数株主持分をどの区分に表示するべきかについての言及は避けられていた。前述したように、「意見書(仮案)」では資本主義理論とエンティティ理論との調和を図ることが配慮されていたことから、いずれの理論に依拠しているかを最も識別しやすい少数株主持分の表示については最小限にとどめた規定がなされたのだと考えられる。

黒澤教授は、あとで述べるが、少数株主持分を連結貸借対照表の負債の部に表示した例示を示されている。しかし、そうした例示は、教授が少数株主持分を負債としての性格とみていたことを裏づけるものではない。

当時の企業会計審議会では、少数株主持分の表示をめぐる問題を議論するにあたり、アメリカなどの諸外国の会計慣行が検討されている。昭和41年(1966年)1月号の『産業経理』に掲載された座談会で、企業会計審議会委員であった中島省吾教授は、連結貸借対照表の貸方を負債の部と資本の部に区分しない当時のアメリカの会計慣行を紹介され、そのような慣行では少数株主持分の表示をめぐる問題はそれほど大きな問題にならないことを説明されている。しかし、同時に、中島教授は、そうした慣行をわが国で受け入れた場合に制度面で

新たな問題が発生する可能性についても指摘されている。以下にご発言を引用させていただきますが、ここに出てくる第三者持分とは少数株主持分を指している。

「中島 アメリカの AICPA の調査では、大体貸方を負債と資本にというふうに分けるか分けられないかということがまず問題でして、これを負債と資本に分けなければ、第三者持分の表示は問題が軽くなるわけですよ。貸方を負債と資本に分けている場合には、それを資本に入れるか負債に入れるかということは相当うるさい問題になる。それから分けなかった場合には、そういう第三者持分を除いた連結体持分の合計額を示す必要があるか、特に合計を表示することまでやるか、あるいはそういう必要がないかということが問題になるようで、アメリカの場合ですと、85のケースのうち一番多いのは貸方を負債と資本に分けないでおく。分けてないんですが、それでは第三者持分はどこに置いてあるかという、親会社資本金という項目のすぐ上に第三者持分という項目がある。連結体持分の合計額、資本金及び剰余金の連結体持分としての合計額を示していて、それでいまのように負債と資本とは分けていないというのが一番多いということになっているのですが、もしそういうことにすると、貸借対照表の様式はいまの企業会計原則の考え方とは少し変わってくることになりますし、財務諸表規則あるいはその他の法令にみんな影響があるわけです。はたしてそういうものを全部変えてこなければいけないのかどうか。連結財務諸表固有の様式としては、負債、資本は区別しないんだというような考え方をしているものか。その辺まだどっちがいいのかよくわからないんです。(注：下線は引用者による)」（黒澤ほか [1966a], 167頁)

中島教授のこのご発言から明らかなように、企業会計審議会では、連結財務諸表の問題を審議した初期の段階において、すでに少数株主持分の表示場所をめぐって、連結財務諸表の規定が、個別会計を規定する企業会計原則や財務諸表規則、さらには商法、税法といった法令の会計慣行と乖離していく可能性も否定できないこと、さらに、それらと調整をするのであれば、相当な議論が必要になることが認識されていた。

周知のとおり、企業会計原則では「貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち」（第三・二）と規定されている。また、証券取引法に基づく財務諸表規則「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年、大蔵省令第59号）においても「資産、負債及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部及び資本の部に分類し記載しなければならない。」（第12条）と

され、商法の計算書類規則「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」（昭和38年、法務省令第31号）には「貸借対照表には、資産の部、負債の部及び資本の部を設け」（第4条）と規定されていた。

これらの個別貸借対照表の表示に関する三区分の規定を前提にすると、連結貸借対照表にだけ負債の部と資本の部を区分しない固有の様式を認めることは、個別と連結で異なる会計慣行を生み出すことになるため、受け入れは困難であると判断されたように思われる。

しかし、黒澤教授は、少数株主持分の表示の問題はそれほど議論を必要とするものではないと考えておられたようであった。

「連結貸借対照表上における少数株主持分の表示方法の問題は比較的単純である。

第一に、記載の位置であるが、負債の部と資本の部の中間の場所が少数株主持分を表示する適切な場所として慣行上、認められている。

第二に、少数株主持分は、総額で表示するのか、その内容を細分して表示するのかという問題である。総括的に表示する慣習も認められているが、資本金、資本剰余金、利益剰余金等その構成内容を区分して表示することが適当である。」（黒澤 [1966j]、2頁）

黒澤教授は次のような連結貸借対照表の雛形を示されている（黒澤 [1966j]、7頁）。

連 結 貸 借 対 照 表
資 産 の 部

| | | |
|------|--------------------|--------------------|
| 流動資産 | | |
| 現金預金 | 8,000,000 | |
| 棚卸資産 | <u>57,100,000</u> | 65,100,000 |
| 固定資産 | | |
| 建物 | 117,000,000 | |
| 機械 | <u>123,000,000</u> | <u>240,000,000</u> |
| 資産合計 | | <u>305,100,000</u> |

わが国連結財務諸表原則における連結主体論の展開

負債の部

流動負債

| | | |
|------|-------------------|------------|
| 買掛金 | 34,000,000 | |
| 支払手形 | <u>17,000,000</u> | 51,000,000 |

固定負債

| | | |
|------|-------------------|--------------------|
| 借入金 | 40,000,000 | |
| 社債 | <u>65,000,000</u> | <u>105,000,000</u> |
| 負債合計 | | 156,000,000 |

少数株主持分

| | | |
|-------|------------------|------------|
| 資本金 | 20,000,000 | |
| 資本準備金 | 4,000,000 | |
| 利益剰余金 | <u>4,440,000</u> | 28,440,000 |

資本の部

資本

| | | |
|----------|----------------|--------------------|
| 資本金 | 100,000,000 | |
| 資本準備金 | 15,000,000 | |
| 利益剰余金 | 5,000,000 | |
| 連結剰余金 | <u>660,000</u> | |
| 資本合計 | | <u>120,660,000</u> |
| 負債及び資本合計 | | <u>305,100,000</u> |

「付記 連結精算表では、少数株主持分は、総括的に表示されているが、その内訳を資本金、資本準備金、利益剰余金に区分して表示する。」(黒澤 [1966]、7頁)

上記から分かるように、黒澤教授は、連結貸借対照表を資産の部、負債の部、資本の部の三つに区分し、負債の部のなかで少数株主持分を負債合計と区別して表示している¹⁸。少数株主持分を資本の部に表示していない点¹⁹で、この連

結貸借対照表は資本主理論に基づいたものと解釈することができる。

黒澤教授は、資本の部と負債の部の中間の場所が、少数株主持分の表示の適切な場所として、慣行上認められると説明していたにもかかわらず、少数株主持分を負債の部に表示する形式を例示として用いたのはどのような理由からなのであろうか。少数株主持分の性質を負債的な属性と考えておられたのであろうか。

当時の企業会計審議会幹事である居林次雄氏（経団連理財部）による解説では、「審議会では、少数株主持分を負債と資本の中間的な性格と考える意向が強かった」（居林 [1967]、50頁）という記述が残されている。黒澤教授は、また、次のようにも述べておられた。

「記載方法については、意見書仮案には、支配会社の資本勘定と区別し少数株主持分として記載しなければならないとあるだけであって、記載の位置区分等についてのべていないが、伝統的に、負債の区分と、資本の区分との間に、別個の区分として記載するという慣行が成立している。明示的ではないけれども、意見書（仮案）も、この慣行にしたがっているものとみてさしつかえない。」（黒澤 [1966d]、11頁）

居林氏や黒澤教授の見解を踏まえると、企業会計審議会は、おそらく少数株主持分を本質的に負債とはみていなかったものと思われる。むしろ企業会計審議会では、少数株主持分を負債と資本の中間的な性格と考える傾向が強く、少数株主持分の表示場所として負債の部と資本の部の中間区分が考えられていたのではないかと推察される。

しかし、それではなぜ黒澤教授は少数株主持分を負債の部と資本の部の中間に区分表示せず、負債の部に表示する例示を示されたのであろうか。考えられる1つの理由として、たしかに、少数株主持分の表示場所として負債の部と資本の部の中間区分を設けることは諸外国の連結財務諸表に関する慣行では認められているけれども、個別貸借対照表と同様に、連結貸借対照表においても資産の部、負債の部及び資本の部の三区分を採用することによって、わが国の従

来の個別貸借対照表と連結貸借対照表は乖離することなく、整合性ある表示を保つことができる。黒澤教授は三区区分以外に別の区分を新設しなくても、負債の部のなかで負債合計の次に少数株主持分を区別して表示することにより、負債の部と資本の部の実質的な中間区分表示を達成できると判断されたのではないだろうか。すなわち、少数株主持分の表示場所が形式的には負債の部であっても、負債合計と区別され、その次に表示されているかぎり、負債の部と資本の部の中間での区分表示と何ら異なるものがないとの理解がなされていたのではないかと考えられる。

なお、黒澤教授は、表示の仕方として少数株主持分の一括的表示ではなく、資本金、資本剰余金、利益剰余金等に区分して表示する細分的表示を支持されていた。どのような理由から細分的表示を支持されたのか、その理由は示されていないが、少数株主持分の細分的表示は、支配会社の資本金や資本剰余金、利益剰余金の区別表示と同様の表示によることから、理論的な背景にはエンティティ理論の考え方があると解釈されている。

また、連結損益計算書での少数株主持分に対応する当期純利益の表示について黒澤教授の論文では、企業集団の利益として当期純利益が計算された後に少数株主持分に係る当期純利益を控除する例が示されており（黒澤 [1966e]、10-14頁）、連結損益計算書上の表示について、教授はエンティティ理論の考え方を支持しておられたと解釈することができる。

むすび

本稿では、昭和41年（1966年）の「意見書（仮案）」の公表にあたって、当時の企業会計審議会が連結主体論に関する課題をどのように検討したかについて黒澤教授の論稿や座談会でのご発言を中心に考察を加えた。

「意見書（仮案）」では、エンティティ理論と資本主理論との調和を図ることが配慮されており、理論的な見地が明らかにされることはなかった。考察の結

果、理論的な調和化が図られた背景には、少なくとも2つの理由があったと考えられる。1つは資本主理論に関する理論的な問題であり、もう1つはエンティティ理論の受け入れに関する制度的な問題である。

まず、資本主理論については、投資消去差額の処理に関して理論的に批判されるべき問題があった。すなわち、資本主理論の特徴は「のれん説」を採用していることにあるが、「のれん説」では、投資の原価が資本の額を上回る超過額を無形資産である「のれん」の買収であると考ええる。この点で、投資消去差額に資産性を認める「のれん説」には問題があった。加えて、「のれん」を支配会社の持分に対応する分しか計上せず、少数株主持分に対応する分は無視するという点に問題があった。こうしたいわば資本主理論の弱点ともいえるべき問題を克服するかたちでエンティティ理論が展開され、全部のれん方式や自己株式説に一定の合理性があることが認められた。

資本主理論は問題の多い「のれん説」を基礎にしていることから、資本主理論に偏ることはできない。しかし、だからといって、新しい連結理論であるエンティティ理論を全面的に受け入れることにも大きな課題がある。

エンティティ理論の受け入れに関する問題は、連結財務諸表を制度化するにあたっての企業会計原則の主導的役割と関係していた。企業会計原則と商法および税法との制度面での調整に関するこの問題については座談会で黒澤教授と中島教授によって検討されていた。

すなわち、わが国では歴史的に企業会計原則が商法、税法などの法令に対して主導的な役割を果たしてきたという事実がある。企業会計原則が商法、税法などに先行して連結財務諸表を制度として確立することになれば強制法規たる商法、税法などにおける会計と乖離することにもなる。また、わが国のような法律的な規制の面の強い会計的風土を前提とすれば、連結財務諸表の会計慣行を普及させていくためには、できる限りわが国企業の実状に適合した内容でなければならない。まったく新しい連結財務諸表制度を導入するだけでも解決されるべき課題が多いなかで、たとえ連結財務諸表の理論としてエンティティ理

論のほうが資本主理論よりも論理的に優れていることが認められたとしても、連結理論の論理性を優先させるのではなく、現実的な情況に配慮することのほうが、わが国の会計制度のあり方として適切であると考えられていた。

また、エンティティ理論では、親会社とは別個の企業集団それ自体を会計単位とする会計観が採用されるが、商法、税法では、法人を会計単位とし、企業集団それ自体を会計単位とする会計観や財務報告は受け入れられていない。そのような法律上の制約があるなかで、異なる会計観であるエンティティ理論をわが国企業に押しつけることは非現実的である。黒澤教授のご発言から明らかのように、わが国では、エンティティ理論に基づいて連結財務諸表を制度設計することは審議の初期の段階では考えられていなかった。

以上、大きくみて2つの理由から「意見書（仮案）」では、資本主理論とエンティティ理論のいずれもそのまま受け入れるという選択は採りえなかった。資本主理論をそのまま受け入れることはせずに、その問題点を修正するためのアンチテーゼとして提唱されたエンティティ理論にも考慮して、資本主理論とエンティティ理論との調和が図られたといえる。黒澤教授が、連結調整勘定の早期的な償却はエンティティ理論に近い処理であると説明していたことや、また少数株主持分の表示について負債の部での細分的表示を例示していたことなどは、この2つの理論の調和を意識しておられた証しであるとも考えることができる。とりわけ連結貸借対照表における少数株主持分の表示例は、資本主理論とエンティティ理論との折衷そのものといえることができる。

しかし、この2つの理論の調和化は、座談会での黒澤教授と中島教授のやりとりをみるかぎりにおいては、現実には配慮した妥協案であった。黒澤教授は、むしろ本来のあるべき連結主体論はエンティティ理論であることを認識されておられたし、また長期的な目標として、エンティティ理論の制度化を視野に入れておられたのであった。

企業会計審議会は、「意見書（仮案）」に寄せられた意見を踏まえ、その後、昭和42年（1967年）5月19日付で「連結財務諸表に関する意見書」を大蔵大臣

に答申し、「一応の結論」を中間報告として示した。黒澤教授は、大蔵大臣よりの諮問をうけた企業会計審議会の第一部会長として、連結に関する会計慣行が一般化していないわが国企業の現状において、連結財務諸表の制度を広く啓蒙するために相当な苦難と闘ってこられたにちがいない。

こんにちの一段とグローバル化がすすむ経済社会において、連結財務諸表制度は、企業内容開示制度を支える必要不可欠な会計情報の制度として、今後ますます重要な役割を担っていくことになるであろう。しかし、だからこそ、わが国企業の実情に少しでも合った連結財務諸表制度が導入できるようにと腐心され、精力を傾け奮闘された当時の企業会計審議会の委員の諸先生方に敬意を表し、先人たちの「悪戦苦闘」を記憶のなかにとどめおくことが必要ではないかと思うのである。

本稿では昭和41年（1966年）の「意見書（仮案）」についての一部の議論、とりわけ連結主体論に関わる議論に焦点を当てた考察に過ぎず、また考察それ自体が決して十分なものとはいえない。「意見書（仮案）」の公表後に企業会計審議会の姿勢がどのように変化したかについては、本稿での未考察の部分も含めて、今後の研究課題とすることにした。

【注】

- 1 会計士国際スタディ・グループ（AISG）は、1966年にアメリカ・カナダ・イギリスの3カ国5会計士協会から結成された団体であり、3カ国の会計慣行や制度を比較調査し差異を明らかにしたうえで、会計プロフェッション間の国際的協調を促すことを目的としていた。
- 2 澤村 [1967]、38頁。澤村氏（企業会計審議会委員、公認会計士）によると、企業会計審議会の最初の会議が終わった直後に、日本公認会計士協会に対して連結財務諸表の研究について要請があり、次の3点が示された。

一、連結財務諸表の必要性、二、この必要性を充たすための連結の範囲、三、その他（主として技術的なことについて）

- 3 黒澤教授は「意見書（仮案）」を公表するにあたり、「わが国としては、連結財務諸表は、まったく新しい制度を創設することになるので、実施にふみきる前に、相当慎重な準備段

わが国連結財務諸表原則における連結主体論の展開

階が必要である。いちおう仮案を発表して、関係方面の注意を喚起するとともに、できるだけ多くの意見を参酌する必要を感じているわけである。」(黒澤 [1966c], p.14) と述べておられる。

- 4 澤村 [1967]、38頁。澤村氏によれば、次のように説明されている。

「公認会計士協会としても連結財務諸表制度の必要なことを痛感していたときでもあり、早速に公認会計協会の会計制度調査委員会において連結財務諸表に関する審議をはじめ、できるだけ早い機会に協会としての意見書を作り、審議会に提出することを目標として審議を進め、昭和41年6月21日付を以って、会計制度調査委員会・中間報告の形式で発表し、同時に協会会長名を以って企業会計審議会に意見書を提出したわけであります。」(38頁)

なお、『JICPA NEWS』第79号(1966年2月)には、日本公認会計士協会が連結財務諸表についての審議をすすめた経緯が次のように説明されている。

「昭和40年(1965年)4月5日、総第40第19号をもって辻会長から会計制度調査委員会(当時の委員長は中西旭氏)宛てに『連結財務諸表の作成方法』について諮問があった。これは、大蔵省企業会計審議会第1部会(部会長黒沢清教授)における審議と並行して当協会でも検討を進め、協会すなわち実務界の意見を協会代表の委員を通じて逐次審議会の方へ注入してゆこうとする政策に基づいている。なお、このことは黒沢部会長からの非公式の要請に依ったものである。審議会第3部会における監査実施準則や監査報告準則の改正に関し、協会の監査委員会が果たしている重要な役割と同様に、会計制度調査委員会の活動が期待されている。」(1頁)

- 5 「注解(案)」は、企業会計審議会第一部会小委員会の審議の過程のなかで、第一部会長(黒沢清教授)の草稿(未完稿)として作成されたものであった。
- 6 経済安定本部企業会計制度対策調査会 [1949] は、昭和23年11月15日に開催された企業会計制度対策調査会の速記録であり、そのなかで起案者の黒沢教授は、企業会計原則として4つの原則、すなわち(A) 貸借対照表原則、(B) 損益計算諸原則、(C) 剰余金計算書原則、(D) 連結貸借対照表原則を設定し、連結貸借対照表については、税法および独占禁止法のうちに規定を加えるよう進言することを提案されたことが明らかにされている(p.22)。
- 7 河合秀敏名誉教授(愛知大学)は、「連結財務諸表制度の導入の直接的な動機は粉飾決算を防止することにあった。子会社、関連会社等を利用して利益操作をしていた事実が倒産会社から発覚したためである。」(河合 [1994]、242頁)と指摘されている。
- 8 黒澤 [1966h] においても同様な説明をされている。

「従来、アメリカの会計士界において、支持されてきた連結決算実務の基礎をなす連結理論は、いわゆる資本主理論(Proprietorship theory)である。この見地を、一口でいえば、

連結財務諸表は、支配会社の資本主（すなわち株主）の立場で、あるいは支配会社の株主に報告するために作成されるものであるという点にある。これに対して実体理論の見地のもとでは、単に支配会社の資本主に報告するために連結決算をするのではなくて、支配会社と従属会社とから成る会社グループ全体の利害関係者のために、連結財務諸表は作成されるものと考えるのである。」（黒澤 [1966h]、44頁）

9 黒澤教授は、下記のように意見書（仮案）の基本的立場を明確に示している。

「本意見書（仮案）の各項目を一貫する基本的な立場がある。それは、次の二つに要約することができると思う。

- (1) 第一は、連結決算制度の基礎をなすところの連結理論に関して、実体理論（Entity theory）と資本主理論（Proprietorship theory）との調和をはかったこと。
- (2) 第二は、連結財務諸表制度（Consolidated financial statement）と総合財務諸表制度（Combined financial statement）との関係を明らかにし、総合財務諸表制度の基本形態として連結財務諸表制度の確立を要請したこと。」（黒澤 [1966f]、104頁）

10 黒澤 [1966h]、45頁。黒澤 [1966d]、12頁。

11 黒澤 [1966c]、19-20頁。

12 黒澤教授は、「連結のれんを100%評価して計上し、（前記の場合では、のれんの金額は166,666円となる。）少数株主に66,666円を割当てるか、連結のれんを全部、剰余金で償却し、連結貸借対照表から除去するか、いずれかの方法が、考えられることになる。これがいわゆる実体説（entity theory）の考え方である。」（黒澤 [1966a]、157頁）と説明されている。

13 黒澤教授によれば、アメリカでは投資消去差額の実務的な処理として「のれん説」は支持されなかったと説明されている。すなわち、「実務界では、連結のれんを連結貸借対照表に記載する方法は歓迎されず、これを連結時の親会社の純資産から控除するか、または、支配株取得日以後において生じた子会社の剰余金に負担させる方法が、慣習的に採用された。」（黒澤 [1966c]、19頁）と説明されており、その実務的処理に対して理論的根拠を与えるために「自己株式説」が展開されたという。

自己株式説とは、会社グループが単一の実体として認められる場合に、親会社の保有する子会社株式は自己株式にほかならないとする考えである。親会社の保有する子会社株式が自己株式と認められるのであれば、子会社の資本勘定との相殺消去によって生じる差額は、連結のれんのような資産性を有する勘定ではなく、連結剰余金に負担させて消去すべき項目となる（黒澤 [1966c]、19頁）。

14 黒澤教授は、「連結財務諸表制度の導入については、企業会計原則や証券取引法の改正だけでは完了せず、税法や商法の改正にまで波及しなければならないので、問題の性格は

わが国連結財務諸表原則における連結主体論の展開

はるかに複雑である。」(黒澤 [1966c]、14頁)と述べておられる。

- 15 黒澤ほか [1966a]の座談会は、企業会計審議会の委員であった黒澤教授、中島教授、荒川氏(当時、八幡製鉄経理部副長)と、理論的実証的研究を長年されてこられた兼子教授(当時、國學院大学)と会田助教授(当時、慶応義塾大学)とによる共同研究として行われた。
- 16 中島省吾教授はこの座談会で「黒澤先生の場合はちょっと立場は違いますけれども、ぼくはこういう機会をとらえて実質的な会計の表示機能というものを確立するというこ
とで、こういう機会をのがさないようにしなければと思うんですけれども。」(黒澤ほか [1966a]、175頁)とご発言されていた。
- 17 黒澤ほか [1966c]の座談会は、黒澤教授、中島教授、白鳥庄之助講師(当時、千葉商科大学)、金田健一郎氏(当時、日本電気経理部長)によって行われた。
- 18 黒澤清は、次のようにも述べておられる。
「支配獲得前の利益剰余金は、持分比率により、支配株主持分に属する分と、少数株主持分に属する分とに分割され、前者は、支配会社の投資勘定と相殺消去される。後者は、少数株主持分に配分されて、連結貸借対照表の負債の部に記載される。
支配獲得後の利益剰余金は、連結剰余金勘定に組入れられて、連結貸借対照表の資本の部に記載される。ただしそのうち、少数株主持分に帰属する金額は、持分比率により、少数株主持分に配分されて、連結貸借対照表の負債の部に記載されなければならない。」(黒澤 [1966j]、3頁)
- 19 黒澤教授は「その持分(少数株主に属する資本金及び剰余金の部分)は、連結貸借対照表上、連結純資産(資本)の部と区別して表示されなければならない。」とし、少数株主持分を資本の部を含めて表示しない見解を示されていた(黒澤 [1966a]、153頁)。

【参考文献】

- 居林次雄 [1967]「連結財務諸表に関する意見書について(三) - 自問・自答」『産業経理』第27巻第8号(8月号)、47-51頁。
- 河合秀敏 [1994]『監査論(五訂版)』同文館。
- 黒澤清 [1965]「財務諸表連結に関する資金理論と実体理論(二)」『産業経理』第25巻第9号(9月号)、6-14頁。
- 黒澤清 [1966a]「連結財務諸表に関する意見書仮案解説(その一)」『会計』第90巻第2号(8月号)、149-159頁。

- 黒澤清 [1966b]「連結財務諸表に関する意見書仮案解説(その三)『會計』第90巻第4号(10月号)、137-141頁。
- 黒澤清 [1966c]「連結財務諸表研究—連結財務諸表に関する意見書仮案コメント—『企業会計』第18巻第8号(8月号)、14-20頁。
- 黒澤清 [1966d]「連結財務諸表研究—連結財務諸表に関する意見書仮案コメント(三)—『企業会計』第18巻第10号(10月号)、10-16頁。
- 黒澤清 [1966e]「連結財務諸表研究—連結財務諸表に関する意見書仮案コメント(四)—『企業会計』第18巻第11号(11月号)、9-15頁。
- 黒澤清 [1966f]「連結財務諸表の基本的問題点』『産業経理』第26巻第8号(8月号)、103-109頁。
- 黒澤清 [1966g]「連結財務諸表論—主として投資と持分との相殺消去に関する注解について—』『産業経理』第26巻第9号(9月号)、94-99頁。
- 黒澤清 [1966h]「連結財務諸表仮案について』『実務会計』第2巻第8号(8月号)、43-48頁。
- 黒澤清 [1966i]「連結財務諸表仮案について』『実務会計』第2巻第10号(10月号)、1-7頁。
- 黒澤清 [1966j]「連結財務諸表仮案について』『実務会計』第2巻第11号(11月号)、1-7頁。
- 黒澤清 [1975]「連結財務諸表原則総論』『企業会計』第27巻第10号(8月臨時増刊号)、6-11頁。
- 黒澤清(司会)、中島省吾、兼子春三、会田義雄、荒川平四郎 [1966a]「座談会 財務諸表連結の問題』『産業経理』第26巻第1号(1月特大号)、184-164頁。
- 黒澤清(司会)、中島省吾、西山忠範、鮎子田俊助 [1966b]「座談会 連結財務諸表』『産業経理』第26巻第6号(6月号)、138-125頁。
- 黒澤清(司会)、中島省吾、白鳥庄之助、金田健一郎 [1966c]「座談会 財務諸表連結(コンソリデーション)の実務について』『産業経理』第26巻第12号(12月号)、121-109頁。
- 久保田秀樹 [2009]「日本の会計規制における『連結の範囲』の変遷』『甲南経営研究』第50巻第2号(10月)、39-57頁。
- 澤村一男 [1967]「意見書と日本公認会計士協会の中間報告の相違点』『実務会計』第3巻第6号(6月号)、38-43頁。
- 畠村剛雄 [1991]『体系 会計諸則精説(第5版)』中央経済社。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会 [1949]「企業会計原則と財務諸表との関係について』『會計』復刊第3号(7月号)、21-44頁。
- 渡辺和夫 [2007]『財務会計変遷論』同文館出版。
- 「連結財務諸表の作成方法等について審議すむ』『JICPA NEWS』第79号(1966年2月)。
- Accountants International Study Group (AISG) [1973] *Consolidated Financial Statements*, 1973.

〔追記〕本誌、愛知大学経営総合科学研究所紀要『経営総合科学』の記念すべき第100号の刊行を心よりお祝い申し上げます。このたびの小論は、私の二人の恩師、河合秀敏 愛知大学名誉教授と伊藤清己 愛知大学教授のご学恩に少しでも報いることができるようにと執筆したものであり、この場をお借りして両先生に衷心より感謝の誠を申し上げる次第であります。なお、本文中のありうべき誤謬に関しましてはすべて筆者の責任に帰するものであります。

